

第27回 壬生町農業委員会 次第

1. 開催日時 令和元年9月20日（金）午前10時00分から午前11時30分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人
細井秀男推進委員、大橋公一推進委員、中川義人推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和元年9月20日（金）【午前10時開会】

●局長 定刻になりましたので、令和元年度第27回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。

定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 先日の台風で、栃木県は大きな被害がありませんでしたが、他県ではまだ停電が続いている地区もあるようです。被害にあわれた方にはお見舞い申し上げます。8/24のふるさと祭り、9/1のゆうがおマラソンソフトボールは大変お疲れ様でした。多くの参加をいただきありがとうございました。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、6番 清水利通 委員、7番 大久保幸雄 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・ 8月23日(金)、農業委員会総会后、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が役場正庁において開催され、終了後旬香において懇親会が開催されました。農業委員9名、推進委員12名、事務局3名が参加いたしました。
- ・ 8月24日(土)、ふるさとまつりが町総合運動場で開催され、農業委員9名、推進委員10名、事務局3名が参加しました。
- ・ 8月28日(水) 県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。
- ・ 8月29日(木) 女性の農業委員登用に関する要請活動の実施についての会議が下都賀農業振興事務所において開催され、岡局長補佐が出席いたしました。
- ・ 8月30日(金)、令和元年度「農業者年金加入推進特別研修会」が栃木県J Aビルにおいて開催され、篠原正明農業委員、岡洋子局長補佐が出席しました。
- ・ 9月1日(日) ゆうがおマラソンソフトボールが町総合運動場で開催され、終

了後、あづまやにおいて懇親会が開催されました。農業委員9名、推進委員12名、事務局2名が参加しました。

- ・9月6日(金)、「女性農業委員、女性農地利用最適化推進委員研修会」が栃木県自治会館において開催され大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、木野内佳代子推進委員、岡局長補佐が出席しました。
- ・9月13日(金)、農地法第5条許可申請伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、清水利通農業委員、大久保幸雄農業委員、大橋好一農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

9/5(木)締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が9件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (東京都) 自作地 2 1 ㊦

譲受人 _____ (助谷2) 自作地 1 4 5 ㊦

(土地の表示)

壬生町大字助谷字榎戸	畑	2 7 7 m ²
壬生町大字助谷字榎戸	畑	1 8 5 4 m ²
	合 計	2 1 3 1 m ²

贈与による所有権移転 稼動3人

第2項

譲渡人 _____ (第三) 自作地 2 3 0 ㊦ 貸付地 4 7 ㊦

譲受人 _____ (下表町)

自作地 2 3 5 ㊦ 貸付地 1 1 ㊦

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字愛宕前	田	8 4 6 m ²
--------------	---	----------------------

壬生町大字壬生乙字愛宕前	田	702 m ²
壬生町大字壬生乙字愛宕前	田	777 m ²
壬生町大字壬生乙字愛宕前	田	909 m ²
壬生町大字壬生乙字愛宕前	田	271 m ²
	合計	3505 m ²

売買による所有権移転 (_____ 円) 稼動 1人

第3項

賃貸人 _____ (下表町) 自作地 235 ㌥ 貸付地 11 ㌥

賃借人 有限会社 _____ 取締役 _____ (壬生町) 借受地 17 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字愛宕前	田	2250 m ²
賃借権の設定 20年間 (10a 当り _____ 円/年)		稼動 3人

第4項

譲渡人 _____ (下表町) 自作地 85 ㌥ 貸付地 127 ㌥

譲受人 有限会社 _____ 取締役 _____ (壬生町) 借受地 17 ㌥

(土地の表示)

壬生町表町	田	1887 m ²
売買による所有権移転 (_____ 円)		稼動 3人

第5項

譲渡人 _____ (北原) 自作地 257 ㌥

譲受人 _____ (北原) 自作地 257 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字八幡前	田	5109 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	2803 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	1272 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	879 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	674 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	1008 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	604 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	5659 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	700 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	644 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	667 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	1047 m ²
壬生町大字羽生田字北原	畑	4704 m ²
	合計	25770 m ²

贈与による所有権移転 稼動 1人

第6項

譲渡人 _____ (上長田2) 自作地 135 ㌥

譲受人 _____ (下野市) 自作地 39 ㌥

(土地の表示)

壬生町大字安塚字南五味梨	畑	1 4 0 0 m ²
壬生町大字安塚字南五味梨	畑	4 7 2 m ²
	合 計	1 8 7 2 m ² .

売買による所有権移転 (_____ 円) 稼動 2人

第7項

譲渡人 _____ (鹿沼市) 自作地 9 畧
 譲受人 _____ (助谷原) 自作地 6 5 畧 借受地 6 7 畧

(土地の表示)

壬生町大字羽生田字三番塚	畑	9 4 2 m ²
--------------	---	----------------------

売買による所有権移転 (_____ 円) 稼動 2人

第8項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地 4 9 畧
 譲受人 _____ (鹿島) 自作地 1 3 1 畧 借受地 3 4 畧

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字鹿島	田	5 8 8 m ²
壬生町大字下稲葉字鹿島	田	9 0 5 m ²
壬生町大字下稲葉字清郷内東	田	5 1 2 m ²
	合 計	2 0 0 5 m ²

贈与による所有権移転 稼動 2人

第9項

譲渡人 _____ (宇都宮市) 自作地 4 9 畧
 譲受人 _____ (鹿島) 自作地 1 3 6 畧

(土地の表示)

壬生町大字下稲葉字鹿島	田	9 9 5 m ²
壬生町大字下稲葉字鹿島	田	9 7 8 m ²
壬生町大字下稲葉字鹿島	田	9 7 1 m ²
	合 計	2 9 4 4 m ²

贈与による所有権移転 稼動 1人

・・・なお、第1項から第9項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

●9番 中川久枝 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る9月11日に、譲受人_____氏、立会いのもと、琴寄成人農業委員、糸川喜幸農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第2項案件について、去る9月13日に、譲受人_____氏立会いのもと、刀川正己農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き、第3項案件について、去る9月13日に、譲受人_____氏立会いのもと、刀川正己農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。
チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き、第4項案件について、去る9月13日に、譲受人_____氏立会いのもと、刀川正己農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。

チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりますので、報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

●4番 篠原正明 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項の案件について、去る9月15日に議渡人 _____氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、木野内佳代子農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄 委員

●7番 大久保幸雄 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

第6項の案件について、去る9月12日に譲渡人_____氏立会いのもと、篠原正明農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

売買による所有権移転、_____万ということですが、10アールですか？

○事務局 堀主幹

全部です。

○2番 刀川正己 委員

結構高いと思いますが、何か理由がありますか。

○7番 大久保幸雄 委員

集落に接していて、条件がいい農地なのではないかと思います。

○4番 篠原正明 委員

私も現地を見るまでは高いなと思っていましたが、現地を見たら、住宅地でこれではやむを得ないかなと思いました。

○7番 大久保幸雄 委員

図面では農地のわきに竹藪がありますが、実際はそこにも住宅が建っています。ほとんど集落内の農地です。

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第7項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

●4番 篠原正明 委員 (7項の現地調査の結果並びに補足説明)

第7項の案件について、去る9月13日に、譲受人_____氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、木野内佳代子農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第8項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員 (8項の現地調査の結果並びに補足説明)

第8項の案件について、去る9月16日に、譲受人_____氏立会いのもと、清水利通農業委員、中嶋幸平農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺

地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第9項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

●5番 大橋幸子 委員 (9項の現地調査の結果並びに補足説明)

第9項の案件について、去る9月16日に、譲受人_____氏立会いのもと、清水利通農業委員、中嶋幸平農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件についてご説明します。

9/5（木）締切りの時点で、農地法第4条の規定による許可申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

申請人 _____（宇都宮市）

（土地の表示）

壬生町大字上田字向原 畑 1627㎡
盛土による農地改良

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る9月13日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の6番 清水利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員（1項の件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、9月13日（金）に私と 大久保幸雄委員、大橋好一委員、大垣仁美 事務局長、堀 靖久 主幹の5名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、申請地東側及び西側との段差が約1.8メートルあり、段差をなくし農作業の効率性及び安全性を確保するため申請に至りました。なお、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真の添付もあります。

以上のことから、農振農用地であります。農地改良のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

盛土をするということは、何か作物を作る予定なのでしょうか？

○事務局 堀主幹

_____を栽培すると聞いています。

○議長 それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書7ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

9/5（木）締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が8件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (六美南部)

譲受人 _____ (上三川町)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字六美	畑	1 3 2 2 m ²
壬生町大字壬生丁字六美	畑	3 0 m ²
壬生町大字壬生丁字六美	畑	7 4 m ²
	合 計	1 4 2 6 m ²

太陽光発電設備敷地及び敷地への進入路 売買での所有権移転

第2項

貸 人 _____ (六美南部)

借 人 _____ (上三川町)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字六美	畑	30 m ²
壬生町大字壬生丁字六美	畑	76 m ²
合計		106 m ²

太陽光発電設備 敷地への進入路 使用貸借権の設定 永久

第3項

賃貸人 _____ (藤井中部)

_____ (下野市)

_____ (藤井中部)

_____ (田向稻荷内)

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示: _____)

壬生町大字藤井字行人塚 田 1522 m²

(土地の表示: _____)

壬生町大字藤井字行人塚 畑 3108 m²

(土地の表示: _____)

壬生町大字藤井字行人塚 田 1424m²のうち220.36 m²

(土地の表示: _____)

壬生町大字藤井字行人塚 畑 1696m²のうち376.13 m²

合計 5226.49 m²

園芸用土採取及び搬出入路 賃借権の設定1年間

第4項

譲渡人 _____ (第三)

譲受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町本丸二丁目 田 173 m²

壬生町本丸二丁目 田 499 m²

合計 672 m²

資材置場 売買による所有権移転

第5項

賃貸人 _____ (安塚2-1)

_____ (至宝町)

賃借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲字東原 畑 991 m²

(土地の表示: _____)

壬生町大字壬生甲字東原 田 1425 m²

合計 2416 m²

駐車場及び資材置場賃借権の設定6か月間

第6項

賃貸人 _____ (中泉1)
 _____ (上田2)
 _____ (台宿)
 _____ (中泉1)

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原	畑	763㎡
壬生町大字上田字西原	畑	387㎡
壬生町大字上田字西原	畑	250㎡

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原	畑	614㎡
------------	---	------

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原	畑	876㎡
------------	---	------

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原	畑	69㎡
------------	---	-----

合計 2959㎡

園芸用土採取 賃借権の設定1年間

第7項

貸人 _____ (中泉2)
 借人 _____ (中泉2)

(土地の表示)

壬生町大字中泉字左津希	畑	497㎡
住宅敷地 使用賃借権の設定永久		

第8項

賃貸人 _____ (助谷2)
 賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字南原	畑	1388㎡のうち	118.40㎡
壬生町大字助谷字南原	田	1365㎡のうち	1069.96㎡

合計 1188.36㎡

園芸用土採取 賃借権の設定1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る9月13日の調査委員会において調査済ですので、第1項及び第2項案件を一括し、調査委員長の6番 清水利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員（1項及び2項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ9月13日（金）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項及び第2項案件についてご報告します。申請地は_____から南に約150メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりががないため第2種農地に該当します。申請人は、近隣の土地を検討した結果、周辺に光を遮るものがなく、必要な事業用地を確保できることから、最適地として申請地を選定しました。申請地には、300ワットのパネル枚数288枚、合計出力86.4キロワットの施設を建設する予定となっております。

なお、事業資金については、自己資金及び借入で対応するため、金融機関の残高証明書、立替払内定通知書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であります立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は_____から北に約1キロメートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2m、宅地から3mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大2mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____、_____、壬生町内の_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、鹿沼市内の_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地、前回地ともに復元完了となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、9月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため、第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、現在使用している資材置場が車両等の増加により手狭となったため新たな資材置場を検討したところ、既存の資材置場も近く、土地所有者の協力も得られたことから最適地として申請地を選定したということです。

なお、事業資金約については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員（5項案件について報告）

次に第5項案件についてご報告します。

申請地は_____から東に約100メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため、第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、受注した町道の町下水道工事を実施するに当り隣接地である申請地に

建設用機械置場、また周辺道路が通行できなくなってしまうため近隣住民のための臨時駐車場を整備する必要が生じたため申請に至ったということです。

なお、事業資金については、全額自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はな
いものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告
します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、
調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件
については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願い
いたします。

●6番 清水利通 委員 (6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告します。

申請地は_____から西に約700メートルに位置する農地で、立地基準とし
ては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1
m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断
面図では、最大1.6mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。
採取した赤玉土らは、鹿沼市にある_____、_____、_____に
出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、自社ストックヤードから
調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地、前回地ともに復元完了
となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証す
る書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書
が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であ
り、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査において

は、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員 (7項案件について報告)

次に第7項案件についてご報告します。

申請地は_____から東に約800メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の広がり10haを超えるため、第1種農地に該当します。申請者は、現在、実家に祖母、両親、姉、妻・子供3人の9人で住んでおりますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となっていることから住宅建築を検討し父に相談したところ、土地を提供してもらえらることとなり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、申請地以外に適した土地がないため適正地として選定しました。給水は井戸を利用し、汚水・雑排水は集落排水に接続の予定で、雨水は敷地内浸透処理の予定です。

なお、事業資金については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所と協議済ということです。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第8項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員(8項案件について報告)

次に第8項案件についてご報告します。

申請地は_____から北に約800メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、宅地から3mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大4mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、栃木市にある_____から調達予定であります。なお、転用実績調書では、今回が初めての申請となっており、所有機材一覧のほか、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

借入人の___さんは、他の地区での申請はありますか？

- 事務局 堀主幹

今回が全く初めてとのこと。

- 議長 それでは採決いたします。議案第3号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

-
- 議長 次に、日程第5の議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書10ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件についてご説明します。

9/5（木）締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が2件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

賃貸人 _____ (北小林2)

_____ (北小林1)

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示：_____)

壬生町大字北小林字五反田道 畑 2733㎡

(土地の表示：_____)

壬生町大字北小林字五反田道 田 502㎡のうち115.85㎡

壬生町大字北小林字五反田道 田 266㎡のうち133.39㎡

合 計 2982.24㎡

園芸用土採取及び搬出入路

賃借権の設定 許可期間の延長 令和2年9月24日まで

許可日

当初 平成29年9月25日付、壬農委指令第5-10号

(許可期間：平成29年9月25日～平成30年9月24日)

変更 平成30年9月21日付、壬農委指令30号

(許可期間：平成30年9月25日～平成31年9月24日)

第2項

賃貸人 _____ (中泉1)
_____ (上田2)
_____ (中泉1)
_____ (上田2)
_____ (台宿)

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原	畑	1 5 4 7 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	2 9 3 2 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	1 2 3 6 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	6 9 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	6 4 1 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	1 7 5 8 m ²

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原	畑	948m ² のうち285m ²
------------	---	--

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原	畑	7 6 3 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	3 8 7 m ²
壬生町大字上田字西原	畑	2 5 0 m ²

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原 1 7 5 7 番	畑	6 1 4 m ²
----------------------	---	----------------------

(土地の表示: _____)

壬生町大字上田字西原 1 7 5 3 番	畑	8 7 6 m ²
----------------------	---	----------------------

合 計 1 1 3 5 8 m²

許可日

当 初 令和元年7月1日付、壬農委指令第5-110号
(許可期間: 令和元年7月1日~令和2年6月30日)

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る9月13日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 6番 清水利通 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 6番 清水利通 委員 (1項案件について報告)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ9月13日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約600メートルに位置し、立地基準としては、農地の集団的広がり10haを超えるため第1種農地に該当します。平成29年9月25日付、壬農委指令第5-10号にて既に許可を受けております。申請書によると、予定していた採取事業が天候等の状況により思うように進まず埋め戻し作業が遅れが生じたため令和2年9月24日までの期間延長を申請したということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から西に約700メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。令和元年7月1日付、壬農委指令第5-110号にて既に許可を受けております。申請書によると、7月の許可後、周辺土地所有者から新たに同意が得られたことから採取面積の拡張を申請したということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

-
- 議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書12ページからの議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。
議案書13ページのとおり、5件・12筆・面積合計が13,960㎡となっております。

利用権の新規、使用賃借権分についてご説明します。
議案書14ページのとおり、5件・14筆・面積合計が17,963㎡となっております。

所有権の移転分につきましては、議案書15ページのとおり、2件・3筆・面積合計が3,564㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第7議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第8の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の18ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 琴寄成人 委員（現地調査の結果報告）

8月26日に、篠原正明農業委員と現地調査を致しました。

登記簿謄本等の資料、図面等により昭和20年頃より宅地として使用されていたことを確認いたしました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の19ページから21ページの7件、がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の22ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局(岡補佐)説明

- ・ゆうがおマラソン大会での壬生菜配布⇒10/9、13:00
会長宅圃場で種蒔
- ・平成30年度農業者年金加入推進表彰：最優秀賞を受賞
- ・農業委員会懇親会決算報告
- ・ふるさとまつり決算報告
- ・ゆうがおマラソンソフトボール大会参加決算報告

- ・令和元年度第2回農業委員、農地利用最適化推進委員研修会について
11/6（水）10:00～12:00
栃木県教育会館 大ホール

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第27回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時30分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

6 番 _____

7 番 _____